毎週月.水.金曜日発行



号 外

目

次

監査委員公告

○行政監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表

1

行政監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

平成31年3月15日付けで公表した行政監査の結果に基づき講じた措置について、 富山県知事、富山県教育委員会教育長及び富山県公安委員会委員長から通知があっ たので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199条第14項の規定により、次のと おり公表する。

令和2年4月28日

富山県監査委員 山 本 徹 富山県監査委員 瘧 師 富士夫 富山県監査委員 天 坂 幸 治 富山県監査委員 伊 東 尚 志

(通知文)

財 第143号 教 企 第387号 富公委第122号 令和2年3月31日

富山県監査委員 山 本 徹 殿

富山県監査委員 瘧 師 富士夫 殿 富山県監査委員 天 坂 幸 治 殿 富山県監査委員 伊 東 尚 志 殿

富山県知事 石 井 隆 一 富山県教育委員会教育長 伍 嶋 二美男 富山県公安委員会委員長 野 田 八 嗣

行政監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成31年3月15日付け監委第60号で報告のありました行政監査の結果に基づき、 別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知しま す。

(別添)

平成30年度行政監査の結果に基づき講じた措置 (プロポーザル方式による随意契約について)

1 県ホームページでの掲載方法について

| 監査の意見 | 措置の内容(改善事項) |
|---------------------|--------------------|
| 少しでも多くの事業者等に公募型プロポ | 県のホームページにおいて、平成31年 |
| ーザルの機会の存在を知ってもらえるよ | 4月1日に「公募型プロポーザル」のペ |
| う、県のホームページでの掲載方法などに | ージを新設し、公募情報を集約して掲載 |
| ついて検討されたい。 | することで、利用者に対し当該情報を分 |
| | かりやすく提供することとした。 |

より公正かつ公平な審査方法の検討について

監査の意見

事業目的に応じた有効な企画提案の採用 決定のための審査が行われるよう、単純集 けた順位を点数に換算し、その合計で総 計以外の採点方式も比較検討されたい。

容に応じて、外部の専門家、有識者の参加 を求めるなど、公正性、客観性の確保に努 められたい。

措置の内容(改善事項)

採点方式については、「各審査員の付 合順位を決定」、「単純集計による順位 また、審査員の構成については、業務内 付けの後、審査員による協議を経て候補 者を決定」など、単純集計以外の採点方 式も一部の事業で取り入れたところであ り、引き続き、適切な採点方式となるよ う比較検討してまいりたい。

> また、審査にあたっては、「複数の者 で構成する選考委員会を設置することと し、その構成員に事業担当所属以外の職 員や外部の有識者を入れる等適切な組織 とする」旨の全庁的な取扱いを定めたと ころであり、今後とも、審査の公正性、 客観性の確保に努めてまいりたい。

3 委託上限額(予算上限額)の表示について

| 監査の意見 | | |
|-------|---------------------|----|
| | 応募者に誤解を与えないよう、募集要項 | |
| | に委託上限額を記載する時は、予定価格が | を表 |
| | 別に設定されることを注記されたい。 | され |

措置の内容(改善事項)

公募時に委託上限額(予算上限額) 表示する際には、予定価格が別に設定 れることを注記してまいりたい。

4 プロポーザルを採用することの適否について

| 監査の意見 |
|-------|
| |

毎年度同様の業務を発注しておりノウハ ウが蓄積されているもの、あるいは、業務 |の「適用業務の範囲の基準」を定め、当 内容、仕様がある程度固まっているもの | 該基準に合致しないものは、競争入札

措置の内容(改善事項)

全事業に共通する公募型プロポーザル

等、既に提案要素が乏しくなったものや県 が仕様書を作成し発注できるものにあって は、本来の競争入札(見積競争)による委 託契約ができないか留意されたい。 (見積競争) によることとした。

また、今後、プロポーザルを実施した 事業においても、本来の競争入札と比較 検討のうえ、事業実施に問題がなけれ ば、翌年度以降の競争入札への変更を考 慮することとしたい。

5 全庁的なガイドライン等の作成について

| 監査の意見 | 措置の内容 (改善事項) |
|---------------------|---------------------|
| プロポーザル方式による随意契約を適切 | 公募型プロポーザルによる随意契約を |
| に実施するため、全庁的なガイドラインを | より一層適正に運用するため、全庁的な |
| 設けることを検討されたい。 | 運用基準や運用改善の取組みについて定 |
| | め通知した(令和元年9月26日付け出納 |
| | 局長通知)。 |